

唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）
設置計画に係る環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 28 年 10 月

九電みらいエナジー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2

2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

(1) 開催日時	3
(2) 開催場所	3
(3) 来場者数	3

3 環境影響評価方法書についての意見の把握

(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの

意見の概要とこれに対する事業者の見解	11
--------------------------	----

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他の事項を公告し、方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を公告の日から起算して一月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

（1）公告の日

平成28年8月17日（水）

（2）公告の方法

- ① 平成28年8月17日（水）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

（別紙1参照）

- ・朝日新聞（佐賀版 朝刊 27面）
- ・佐賀新聞（朝刊 29面）
- ・西日本新聞（佐賀版 朝刊 26面）
- ・毎日新聞（佐賀版 朝刊 23面）
- ・読売新聞（佐賀版 朝刊 30面）

- ② 上記の公告に加え、当社のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。（別紙2参照）

（3）縦覧場所

自治体庁舎等4箇所にて縦覧した。

また、インターネットの利用により、当社ウェブサイトで公表した。

- ① 自治体庁舎等における縦覧

- ・唐津市役所 市民部生活環境対策課（佐賀県唐津市西城内1番1号）
- ・佐志公民館（佐賀県唐津市佐志浜町4525番地2）
- ・湊公民館（佐賀県唐津市湊町805番地1）
- ・打上公民館（佐賀県唐津市鎮西町打上3283番地）

- ② インターネットの利用による公表

当社のウェブサイト「お知らせ」に、方法書及び要約書を掲載した。（別紙3参照）

また、自治体（佐賀県及び唐津市）のウェブサイトと当社ウェブサイトとをリンクすることにより、自治体ウェブサイトから方法書及び要約書を参照可能とした。

（別紙4参照）

(4) 縦覧期間

① 自治体庁舎等における縦覧

平成 28 年 8 月 17 日（水）から平成 28 年 9 月 16 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までとした。

ただし、閉庁日、休館日を除く。（唐津市役所・佐志公民館・打上公民館・・・土曜・日曜・祝日、打上公民館・・・日曜・月曜）

② インターネットの利用による公表

意見書受付期間の平成 28 年 8 月 17 日（水）から平成 28 年 9 月 30 日（金）までとし、その期間中は常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

① 縦覧者数：13 名

（内訳） 唐津市役所：3 名

佐志公民館：3 名

湊 公民館：1 名

打上公民館：6 名

② 方法書を掲載した当社ウェブページへのアクセス数：255 回

2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行う（別紙1参照）とともに、当社ウェブサイトでもお知らせした（別紙2参照）。

（1）開催日時

平成28年9月8日（木）18時30分～19時30分

（終了予定時刻は20時としていたが、来場者による質問がなかったことにより、終了時刻を繰り上げた。）

（2）開催場所

湊公民館（佐賀県唐津市湊町805番地1）

（3）来場者数

9名

3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

（1）意見書の提出期間

平成28年8月17日（水）から平成28年9月30日（金）までの間

（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受け付けは最終日の消印まで有効とした。）

（2）意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、次の方法により受け付けた。（別紙5参照）

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・当社への郵送による書面の提出

（3）意見書の提出状況

意見書の提出は11通であり、環境の保全の見地からの意見は20件であった。その他（環境の保全の見地以外からの意見）は3件であった。

日刊新聞紙に掲載した公告

■ 平成 28 年 8 月 17 日 (水) 掲載

- ・朝日新聞 (佐賀版 朝刊 27 面)
- ・佐賀新聞 (朝刊 29 面)
- ・西日本新聞 (佐賀版 朝刊 26 面)
- ・毎日新聞 (佐賀版 朝刊 23 面)
- ・読売新聞 (佐賀版 朝刊 30 面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、唐津・鎮西ウィンドファーム(仮称)設置計画に係る環境影響評価方法書の作成及び同説明会の開催について、次のとおり公告いたします。

平成二十八年八月十七日

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】
 九電みらいエナジー株式会社 代表取締役社長 嶋山 泰治
 名称 九電みらいエナジー株式会社
 代表者 代表取締役社長 嶋山 泰治

【対象事業の名称、種類及び規模】
 名称 唐津・鎮西ウィンドファーム(仮称)設置計画
 種類 風力(陸上)
 規模 総出力二万八千キロワット程度(最大)

【対象事業が実施されるべき区域】
 佐賀県唐津市浦嶋川、相賀、湊町、屋形石、中里、鎮西町八床、鎮西町島瀬、鎮西町塩鶴及び鎮西町赤木の各一部

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】

【方法書の総覧公表】
 佐賀県唐津市

一、総覧場所
 唐津市役所 市民部生活環境対策課

佐志公民館(佐賀県唐津市西城内一番一号)

湊公民館(佐賀県唐津市湊町八〇五番地二)

打上公民館(佐賀県唐津市鎮西町打上三二八番地)

二、総覧期間 平成二十八年八月十七日から

平成二十八年九月十六日(金)まで

ただし、閉庁日(休館日)は除きます(唐津市役所、佐志公民館、湊公民館：土曜・日曜・祝日、打上公民館：日曜・月曜)

三、総覧時間 午前九時から午後五時まで

四、ウェブサイトでの公表

弊社のウェブサイトにおいて、平成二十八年八月十七日から平成二十八年九月三〇日(金)まで環境影響評価方法書をご覧いただけます。なお、佐賀県・唐津市の各ウェブサイトからもご覧いただけます。

【方法書についての環境保全の見地からの意見の提出】

一、意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、弊社宛に書面にて意見書を郵送していただくか、総覧場所に備え付けております意見書箱(平成二十八年九月十六日(金)まで各総覧場所に設置)に投入ください。

二、意見書の記載事項

氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称

環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、ご意見の理由を含めて記載してください。)

三、意見書の提出期限 平成二十八年九月三〇日(金)まで

(当日消印有効)

四、意見書の提出先

〒八二〇〇〇〇四

福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目四番八号 小学館ビル三階

九電みらいエナジー株式会社 企画本部(環境担当)

【方法書説明会を開催する日時及び場所】

開催日時 平成二十八年九月八日(木)

午後六時二十分から午後八時(予定)

開催場所 唐津市湊公民館(佐賀県唐津市湊町八〇五番地二)

お知らせへのお問い合わせ先

九電みらいエナジー株式会社 企画本部(環境担当)

〒〇九二一九八〇・五五九五

(別紙2)

当社ウェブサイトに掲載したお知らせ

■ 平成28年8月17日(水)掲載

ENGLISH

HOMEお知らせ電気のご契約

HOME > お知らせ > 再エネ発電 > 唐津・鎮西ウィンドファーム

唐津・鎮西ウィンドファーム(仮称)設置計画に係る環境影響評価方法書の公表及び説明会について

G+10

シェア0

ツイート

2016/08/17 再エネ発電

当社は、8月16日に「唐津・鎮西ウィンドファーム(仮称)設置計画に係る環境影響評価方法書」(以下、方法書)を経済産業大臣に届け出ました。

本日8月17日より、環境影響評価法に基づき、方法書及び要約書(方法書を要約した書類)を公表するとともに、9月8日に方法書説明会を開催いたします。

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、当社へ「意見書」として提出していただくことができますので、意見書の提出方法をご覧ください。

1 縦覧・公表

●次の4箇所において、方法書及び要約書を縦覧しています。

【場所】	唐津市役所市民部生活環境対策課	(佐賀県唐津市西城内1番1号)
	佐志公民館	(佐賀県唐津市佐志浜町4525番地2)
	湊公民館	(佐賀県唐津市湊805番地1)
	打上公民館	(佐賀県唐津市鎮西町打上3283番地)

【期間】平成28年8月17日(水)から平成28年9月16日(金)まで

・ただし、開庁日・休館日は除きます。

～唐津市役所、佐志公民館及び湊公民館：土曜、日曜、祝日

～打上公民館：日曜、月曜

【時間】午前9時から午後5時まで

●弊社ホームページにおいて、平成28年8月17日(水)午前9時から平成28年9月30日(金)午後5時まで方法書を公表します。

※ウェブブラウザは、Internet Explorerをご使用ください。

★方法書、意見書は[コチラ](#)をクリックください。

2 説明会

方法書説明会を下記日時で開催します。どなたでもご参加いただけます。(事前申込不要)

【開催日時】平成28年9月8日(木) 18時30分～20時

【開催場所】湊公民館 (佐賀県唐津市湊町805番地1)

3 意見書の提出方法

【提出方法】弊社宛に書面を郵送していただくか、縦覧場所備付けの意見書箱にご投函ください。

(意見書箱は、平成28年9月16日(金)まで各縦覧場所に設置)

【提出期限】平成28年9月30日(金)まで <当日消印有効>

【提出先】〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号 小学館ビル3階

九電みらいエナジー株式会社 企画本部(環境担当)宛

4 方法書に関するお問い合わせ先

九電みらいエナジー株式会社 企画本部(環境担当)

TEL: 092-980-5595

※ただし、土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(別紙 3)

当社ウェブサイトでの方法書の公表

■ 平成 28 年 8 月 17 日（水）から平成 28 年 9 月 30 日（金）まで掲載

HOME > お知らせ > 再生エネルギー > 唐津・鎮西ウィンドファーム

唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）設置計画に係る環境影響評価方法書の公表及び説明会について

2016/08/17 再生エネルギー

G+1 0 シェア1 ツイート

当社は、8月16日に「唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）設置計画に係る環境影響評価方法書」（以下、方法書）を経済産業大臣に届け出ました。

本日8月17日より、環境影響評価法に基づき、方法書及び要約書（方法書を要約した書類）を公表するとともに、9月8日に方法書説明会を開催いたします。

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、当社へ「意見書」として提出していただくことができますので、意見書の提出方法をご覧ください。

1 縦覧・公表

●次の4箇所において、方法書及び要約書を縦覧しています。

【場所】 唐津市役所市民部生活環境対策課（佐賀県唐津市西城内1番1号）

佐志公民館（佐賀県唐津市佐志浜町4525番地2）

湊公民館（佐賀県唐津市湊805番地1）

打上公民館（佐賀県唐津市鎮西町打上3283番地）

【期間】 平成28年8月17日（水）から平成28年9月16日（金）まで

・ただし、開庁日・休館日は除きます。

～唐津市役所、佐志公民館及び湊公民館：土曜、日曜、祝日

～打上公民館：日曜、月曜

【時間】 午前9時から午後5時まで

●弊社ホームページにおいて、平成28年8月17日（水）午前9時から平成28年9月30日（金）午後5時まで方法書を公表します。

※ウェブブラウザは、Internet Explorerをご使用ください。

★方法書、意見書はコチラをクリックください。

九州電力グループ
九電みらいエナジー
Kyuden Mirai Energy

ENGLISH

HOME お知らせ 電気のご契約

方法書・意見書はこちら

- ◆ 唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）設置計画に係る環境影響評価方法書
環境影響評価方法書
- ◆ 唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）設置計画に係る環境影響評価要約書
環境影響評価要約書
- ◆ 唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）設置計画に係る環境影響評価方法書のあらまし
環境影響評価方法書のあらまし
- ◆ 意見書の提出について
意見書の提出について
- ◆ 意見書提出様式
意見書提出様式 (Word)
意見書提出様式 (PDF)

クリック後に表示される
ウェブページ

(別紙4)

佐賀県ウェブサイト

 **佐賀県** 人を大切に、世界に誇れる 佐賀づくり

 **暮らし・子育て**

 **健康・福祉**

 **しごと・産業**

 **観光・文化・スポーツ**

 **県土・まちづくり**

 **県政情報**

ホーム > 分類から探す > **暮らし・子育て** > **自然・環境・リサイクル** > **地球温暖化対策** > **制度・計画** > 環境アセスメント

ホーム > 組織から探す > **県民環境部** > **環境課** > 環境アセスメント

環境アセスメント

いいね! 0

ツイート

LINEで送る

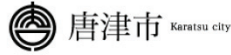
最終更新日：2016年8月17日 | 県民環境部 環境課 TEL：0952-25-7079 FAX：0952-25-7783 E：kankyou@pref.saga.lg.jp

 **環境政策**

現在、インターネットによる公表中の環境影響評価図書について

図書名	事業者名	公表期間	公表内容（リンク先：事業者のホームページ）
「唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）設置計画環境影響評価方法書」	九電みらいエナジー株式会社	平成28年8月17日（水曜日） ～ 平成28年9月30日（金曜日）	http://www.q-mirai.co.jp/ （外部リンク）

唐津市ウェブサイト



[ホーム](#) > [まち・環境](#) > [建築・開発](#) > [開発行為](#) > 9月30日締め切り～唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）設置計画に係る環境影響評価方法書の縦覧および意見の受付について

[ツイート](#)

[いいね！0](#)

更新日：2016年8月17日

9月30日締め切り～唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）設置計画に係る環境影響評価方法書の縦覧および意見の受付について

環境影響評価法（環境アセスメント法）に基づき、唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）設置計画に係る環境影響評価方法書が提出されましたので、平成28年8月17日（水曜日）から平成28年9月16日（金曜日）まで、縦覧を行います。

9月30日までに、事業者に対して環境保全の見地からの意見を提出することができます。

事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

1. 名称：九電みらいエナジー株式会社
2. 代表者：代表取締役社長 龜山 泰治
3. 所在地：福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号
4. [九電みらいエナジーHP（外部サイトへリンク）](#)

対象事業の概要

1. 目的
唐津市に風力発電所を建設し、得られたクリーンエネルギーを供給することでエネルギーの自給率向上や地球温暖化対策へ貢献することを目的としています。
2. 名称
唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）設置計画
3. 種類
風力（陸上）
4. 出力
最大28,000kw
5. 位置
佐賀県唐津市浦、鳩川、相賀、湊町、屋形石、中里、鎮西町八床、鎮西町菰蒲、鎮西町塩鶴および鎮西町赤木の各一部

縦覧場所

- 唐津市役所市民部生活環境対策課
- 佐志公民館
- 湊公民館
- 打上公民館

縦覧期間

平成28年8月17日（水曜日）から平成28年9月16日（金曜日）までの9時から17時まで

市役所開庁日・公民館閉館日は除きます。

なお、事業者である九州みらいエナジーのウェブサイトでも、平成28年9月30日（金曜日）まで方法書を公開しています。

こちらは、平日・休日を問わず24時間閲覧が可能です。 [（九電みらいエナジーHP（外部サイトへリンク））](#)

意見の提出方法

縦覧場所に備え付けの意見書に記入し、次のどれかの方法で提出してください。

- 事業者（九電みらいエナジー）への郵送（平成28年9月30日締め切り、当日消印有効）
- 縦覧場所に備え付けの意見書箱への投かん

郵送先

九電みらいエナジー株式会社企画本部（環境担当）
〒810-0004
福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号 小学館ビル3階

意見書の様式

(No.)

「唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）設置計画に係る環境影響評価方法書」
に対する意見書

平成 年 月 日

三

ご住所

(ふりがな)

ご氏名

連絡先（電話番号）

環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から次のとおり意見を提出する。

[illegible]

意見の項目の例

大気質、騒音、振動、水質、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人触れ場、廃棄物等、環境全般、その他

【備考】

- 1 意見書： 環境影響評価法施行規則第4条の規定に基づき、氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を必ずご記入いただき、意見は日本語により環境の保全の見地からの意見の理由を含め記載ください。
 なお、1枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。
 その際は、右上の（No. ）にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。
- 2 郵送先： 〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目4番8号 小学館ビル3階
 九電みらいエナジー株式会社 企画本部（環境担当） 宛
- 3 提出期限： 平成28年9月30日（金）【郵送の場合は、当日消印有効】
- 4 その他： この用紙にご記入いただいた個人情報、環境影響評価法に基づく手続きに関してのみ使用し、他の目的には使用いたしません。なお、提出いただいた意見の内容が公表される可能性がありますので、予めご了承ください。

(余 白)

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は20件であった。また、環境の保全の見地以外からの意見が3件あった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、提出された意見は、原文のまま記載した。

1. 動物

No.	意見の概要	事業者の見解
1	コウモリ類の音声調査はフルスペクトラム方式またはタイムエクスパンション方式を用いて音声およびその位置の記録を行い、録音された超音波音声を解析すること。ヘテロダイン方式の機種は使用しない。音声調査は9基の風力発電機設置予定位置をすべて調査する。さらに予定位置では短時間滞在し、上空の飛翔活動を調査すること。	バットディテクターを用いた任意観察法では、方法書p6-43 (p227)「第6.2-3図(1) 動物調査位置(哺乳類相)」に記載したバットディテクターを用いた任意観察法調査ルートを中心に、実際の現地の状況を考慮し、コウモリ類の確認に適した箇所を踏査する予定です。また、風力発電機設置予定地において短時間滞在し、可能な限り上空の飛翔状況を調査します。実際に現地調査で踏査したルートは、準備書において適切に記載します。 バットディテクターは、フルスペクトラム方式又はタイムエクスパンション方式の機種を使用する予定です。 バットディテクターによる調査結果については、可能な限りコウモリ類の同定に努めますが、難しい場合は、グループ分けに留めることもあります。 高空におけるコウモリ類の飛翔調査については、安全面等の問題を確認の上、風況観測塔において、自動録音バットディテクターの延長マイクを設置し、調査を行いたいと考えています。 以上の調査手法については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見があるコウモリ類の専門家の助言を受けて適切に実施します。
2	■P226哺乳類(コウモリ類)の調査手法について バットディテクターはヘテロダイン方式を使用しないこと。ヘテロダイン方式は、探知できる周波数が狭いので、各種コウモリ類の利用周波数を同時に調査する必要のある風力発電アセスにおいて不適切である。バットディテクターは、必ず、フルスペクトル方式など幅広い周波数解析が可能な方式を使用すること。	
3	■P226哺乳類(コウモリ類)の調査手法について コウモリの音声による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などにあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よって、無理に種名を確定しないで、グループ(ソナグラムの型)に分けて利用頻度や活動時間を調査すること。	
4	■P226哺乳類(コウモリ類)の調査手法について バットディテクターの探知距離は短く、高空、つまり風車ブレードの回転範囲のコウモリの音声は地上からほぼ探知できない。よって気象観測塔(バルーンは移動するので不適切)にバットディテクター(自動録音バットディテクター)の延長マイクを設置し、高空におけるコウモリの音声を自動録音すること。国内外ですでに同様の調査は行われており、事業者は十分実施可能である。事業者は手抜きをせずに調査してほしい。	

No.	意見の概要	事業者の見解
5	■P226哺乳類（コウモリ類）の調査手法について 自動録音バットディテクター調査はコウモリの活動時間・出現頻度を把握するため、日没1時間前から日の出1時間後までとし、あわせて風速や気温、天候などの気象条件も記録すること。コウモリは雨天や強風時など天候状況により出現しない日があるので、コウモリの活動期間中、毎日録音すること。	
6	■方法書P227動物調査位置（哺乳類相）について ・P227の図では「バットディテクターを用いた任意観察法調査ルート」がどこかわからない。 ・「バットディテクターを用いた任意観察法調査ルート」と「直接観察・フィールドサイン法の踏査ルート」は別図にすること。	
7	■P226哺乳類（コウモリ類）の調査手法について 方法書に記載したコウモリ類の調査手法は、捕獲調査と任意調査である。これでは単なる『コウモリ相の把握』（どんな種がいるのか、のみ）しかできず、バットストライクの影響予測に必要な情報（高空のコウモリの出現頻度）が得られないので、不適切である。よって、コウモリ類について調査の重点化をするべきだ。	
8	■P226哺乳類（コウモリ類）の調査手法について 以下の事項について記載に不備がみられる。 ・使用するバットディテクターの機種及び台数の記載がない。 ・バットディテクターによる任意観察法について、調査日ごとの調査開始時刻と調査終了時刻が記載していない。 ・使用するバットディテクターの探知可能な距離について記載がない。 ・バットディテクターによる任意踏査観察法について、移動速度が記載していない。 ・各季の調査日数が記載していない。	
9	■P226哺乳類（コウモリ類）の調査手法について ・高空の利用頻度との比較のため、自動録音は地上でも行うこと。 ・地上の自動録音は1地点でなく、風車設置位置（本事業の場合は8地点程度）にそれぞれ設置すること。 ・地点が樹林内や林縁にある場合は、マイクは必ず樹冠より上に設置すること。 ・地上の自動録音についてもコウモリの活動期間中、毎日録音すること。 ・準備書には使用したバットディテクターの機種、台数、探知可能距離、1地点あたりの調査期間、調査日数、1晩あたりの調査時間を記載すること。	

No.	意見の概要	事業者の見解
10	■ コウモリ類について ・ コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。 - 風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。 ・ 重要種も、重要種以外のコウモリも、すべてのコウモリについて影響予測及び保全対策を行って欲しい。	コウモリ類の調査、予測及び評価については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見があるコウモリ類の専門家の助言を受けて、適切に実施し、実行可能な範囲で影響の回避又は低減を図るようにします。 環境影響評価法に基づく主務省令（発電所アセス省令）で、動物の調査、予測及び評価の手法として、「重要な種及び注目すべき生息地について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する。」と規定されていることから、重要な種のコウモリ類を対象として予測を行います。
11	■ 方法書P194専門家へのヒアリングについて 専門家へのヒアリング日時の記載がないので記載すること。	専門家等の助言については、環境影響評価法に基づく主務省令（発電所アセス省令）で「助言の内容及び専門分野を整理し、所属機関の属性を明らかにするよう努めること。」と規定されており、方法書p6－10（p194）「第6.2-1表（1） 助言を受けた専門分野及びその内容」にその旨を記載しました。記載に当たっては、助言を受けた専門家個人が特定されないように配慮しています。 なお、ヒアリングは平成28年6月に実施しました。

No.	意見の概要	事業者の見解
12	■ 専門家ヒアリング内容の不適切性について 「本方法書」では動物（コウモリ類）の専門家である大学職員に助言を受けたとあるが、その助言内容は本事業で環境影響評価すべき内容に照らし合わせて適切なものではない。 以下に専門家ヒアリングの内容が適切でない部分とその問題点を列記する。 ①「調査手法は、バットディテクターによる任意観察及び捕獲調査を行うことで問題ない」としているが、この調査手法では風車ブレードへの衝突リスク（頻度）は全く求められない。影響評価するのに必要な水準に達していない。事業者に対して、影響評価に繋がらない、「形だけの意味がない」コウモリ類調査を実施して、事業を強行させる根拠になってしまっている。科学的根拠のある衝突リスクを求めて影響評価をするべきでないのかと、再度当該専門家にヒアリングすることを要求する。 ②「捕獲調査には、かすみ網もしくはハーブトラップを用いるとよい」とあるが、風車ブレードの回転範囲が高いことを考慮すれば、高空を飛ぶコウモリ類を捕獲するためにはかすみ網は必須な調査機材である。従って本事業での捕獲調査で用いるべき調査機材は「かすみ網とハーブトラップの両方を併用することである」。ハーブトラップのみでは低空を飛ぶコウモリしか捕獲できないのだから、高空を飛ぶコウモリ類を捕獲するためにはかすみ網も併用する必要があるのではないかと、再度専門家にヒアリングすることを要求する。 ③「コウモリ類は移動する際に低空（地上2～3m）も飛翔する。林内を決った空間をよく飛翔することから、そのような場所にかすみ網もしくはハーブトラップを設置するとよい」とあるが、これはごく一般的なコウモリ類調査の捕獲手法について意見を述べたものである。本事業の内容を鑑みれば、種相を把握するための一般的な調査手法の他に、高空を飛ぶコウモリ類を捕獲する、あるいは衝突リスクを把握するために必要な調査手法にはどのようなものがあるかを事業者は専門家に質問しなければならないが、その形跡が一切見られない。このヒアリングでは、コウモリ類調査の重点は低空を飛翔するコウモリ類相の把握だけでいいように、意図的に、作為的に、当該専門家から都合がいいコメントを得られるように誘導している形跡がある。「本方法書」に当該専門家へのヒアリング内容を記した正確な議事録を追加するよう要求する。その上で改めて、衝突リスクを求めるためにはどのような調査手法が適切か再度ヒアリングすることを要求する。	高空におけるコウモリ類の飛翔調査については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見があるコウモリ類の専門家の助言を受け、安全面等の問題を確認の上、風況観測塔において、自動録音バットディテクターの延長マイクを設置し、調査を行いたいと考えています。 バットディテクターを用いた任意観察法及びコウモリ類捕獲法も、その調査手法、調査地点、調査時期及び予測の手法について、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見があるコウモリ類の専門家の助言を受けて適切に実施します。

No.	意見の概要	事業者の見解
12	④「コウモリ類の飛翔高度は把握は難しい」とあるが、このコメントを以って事業者は、高度別のコウモリ類の通過頻度を調べなくてもいいとする根拠づけに悪用しようとしていることは明白である。飛翔高度別にコウモリ類の通過頻度を把握する調査など、欧米では既に導入済みであり、先行事例も多数あり、国内でもその調査は始められていて、技術的課題も解決している。事業者は、専門家ヒアリングから無理やり、飛翔高度別の通過頻度調査を実施しなくても済むようなコメントを引き出そうなどと小手先の言葉遊びなど考えず、堂々と風車ブレードの回転高のコウモリ類を調べる手法がないのか専門家に尋ねるのが調査受託会社のあるべき姿だ。従って、欧米、さらには国内でも高度別のコウモリ類の通過頻度を求める調査が存在することを当該専門家に伝え、その上でどのような調査が必要かを再度ヒアリングすることを要求する。 ⑤調査時期は、冬季を除く3季行うべきである」とあるが、これでは調査頻度が明らかに足りなすぎる。越冬地が存在する可能性を示す3月下旬、春の渡り時期である4月、出産哺育地への集結が始まる5月、出産コロニーが完成する6月下旬、哺育地の存在を示す7月、親コウモリの分散が始まる8月、新生獣の分散時期である9月、交尾場所への集結があると予想されている10月、秋の渡り時期である11月というようにコウモリ類は非常にダイナミックに移動を繰り返す動物である。言うまでもなくその移動の都度に風車ブレードへの衝突リスクがある。このことを考慮するならば調査を行うべき期間は3月（下旬）～11月までの8ヶ月間の毎月行わなければならない。温暖な九州の地理的条件を考慮するならば、12月頃まで活動している可能性もある。当該専門家に対して、上記したコウモリ類の季節移動を伝え、再度適切な調査頻度についてヒアリングすることを要求する。 最後に、当該専門家は、コウモリ類の一般的な生態に熟知した専門家であったとしても、本事業の内容に対して適切なコメントを出してはいない。従って、本事業の事業内容に照らし合わせれば、当該専門家の他に、「風力発電所の建設がコウモリ類に与える研究の専門家」にもヒアリングを実施する必要がある。そのような専門家を探し出して追加のヒアリングを実施することを強く要求する。 以上	

No.	意見の概要	事業者の見解
13	■衝突リスクを検討するに値するコウモリ類調査の必要性 風力発電所建設に対してその事業者は生物多様性に及ぼす影響について、厳粛に認識し、かつ真摯に科学的根拠を持って予測評価しなければならない。風力発電用の風車の建設が、野生生物に与える影響のうち最も深刻な影響は、風車ブレードが直接的に野生動物を殺戮していく重大な影響である。とりまなおさずこの影響を最も受けるのは飛翔動物、つまり日中であれば鳥類、夜間であればコウモリ類であり、これらが衝突することはバードストライク&バットストライクと呼ばれ、近年国内外で深刻な影響が認識されるに至った。 「本方法書」では、コウモリ類を調査の重点化項目とし、「バットディテクターを用いた任意観察法」と「コウモリ類捕獲調査」を実施すると挙げているが、この内容は言うまでもなく極めて非科学的で不十分な調査内容である。 これではコウモリ類へ与えるリスクを全く評価できなく、そのような「調査手法の内容」しか掲げていない点で極めて悪質な内容の「方法書」といえる。猛禽類に対しては毎月（12回）8:00前後～15:00前後まで、渡り鳥類に対しては春の渡り期に8回、秋の渡り期に6回も日の出から日没までの長時間の調査を行い、種、飛翔ルートおよび飛翔高度を記録するにも係らず、ではなぜ夜間に風車ブレードに衝突するリスクのあるコウモリ類については同水準の調査を行わないのか？ 科学的（科学的とは生態学的知見を指す）根拠を伴った説明を求める。「本方法書」に掲げられた調査手法の内容では、調査内容として到底不十分であり、重点化した鳥類項目同様、コウモリ類が風車ブレードに衝突するリスク（衝突頻度）を求める調査内容を含めることを厳しく意見する。 「本方法書」の内容は、コウモリ類が本事業予定地に生息していること、あるいは本事業予定地を通過している可能性をあまりにも軽視しており、本事業に都合のいい「環境影響評価」だけを行って本事業を強行したい意図が明白である。CO2排出量の削減、クリーンエネルギーの導入の大義名分の前には、調査が難しく生態と及ぼす影響が評価しづらい生物への「環境影響評価」は免除されとでも事業者は思っているのか？ 「本方法書」の内容では片手落ちであることは明白であり、コウモリ類へ与える影響について、科学的に根拠のある予測評価を回避しようとしていることを指摘された事業者は大いに反省しなくてはならない。緊急に、コウモリ類の生態研究者だけではなく、風力発電所建設がコウモリ類へ与える影響を研究する研究者へのヒアリングを実施し、コウモリ類への科学的根拠の得られる調査手法および科学的根拠のある影響評価が実施できる「方法書」に修正することを強く意見する。	高空におけるコウモリ類の飛翔調査については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見があるコウモリ類の専門家の助言を受け、安全面等の問題を確認の上、風況観測塔において、自動録音バットディテクターの延長マイクを設置し、調査を行いたいと考えています。 バットディテクターを用いた任意観察法及びコウモリ類捕獲法も、その調査手法、調査地点、調査時期及び予測の手法について、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見があるコウモリ類の専門家の助言を受けて適切に実施します。

No.	意見の概要	事業者の見解
13	例えば日本産コウモリ類の多くの産仔数は1頭／年である（2頭以上産む種もあるが、2頭だから産仔数が多いとは言えない）。これは自然増加率が極めて低いことを示し、もし風車ブレードへの衝突によって新生獣や渡り個体が毎年ある一定の割合で衝突死を引き起こすのなら、生物多様性保全の観点で極めて重大な悪影響を引き起こすことを事業者は強く認識しなければならない。風車ブレードでの衝突死の発生率が、自然増殖率を上回る場合には、本事業予定地に生息するコウモリ類と本事業予定地を通過するコウモリ類の個体群に、その生存の危機となる深刻なダメージを与える。「本方法書」ではそのダメージがどの程度発生するのかを、検証に耐えうる精度で予測評価するための調査手法および評価手法を掲げねばならないが、これを「作為的」に回避している点で悪質な内容である。あたかもそこに重要なコウモリ類が生息しており、大きな懸念事項になる可能性があることを忘却しているかのようなのである。 繰り返し書くが、欧米を始め、既に日本でもコウモリ類への科学的根拠のある予測評価を可能とする調査方法が導入されているにもかかわらず、本方法書ではそれを「作為的」に回避している点で悪質である。 コウモリ類へ与える影響について、適切な調査手法および科学的根拠のある予測評価が行える内容の「方法書」に修正して出しなおすことを要求する。 ＜以下、要約しないこと＞ 最後に、本案件のヒアリングについて意見している専門家、本案件にも存在しているであろう環境影響評価委員会、それから県の環境影響評価委員会のメンバーに問う。本意見書の内容を到底実現不可能な過激な意見と思うだろうか？ しかし、欧米では既にコウモリ類への「環境影響評価」は「衝突リスク」を求めることが常識化しているにも関わらず、なぜ日本ではそれが不可能なのか考えてほしい。いや不可能なのではなく「しない」だけなのだが、今こそ旧来型のアセス調査から脱却するべきなのではないか？ 音声録音を用いる方法を導入するならば、その予算規模は猛禽類調査などより安価に済むのだから、これを専門家あるいは委員会の口から提案することを切に希望する。もしそれができないのであれば、本事業予定地に生息する、あるいは通過するコウモリ類個体群に対し、あなた達はその生存にNoを出したことになることをよく認識して頂きたい。 あなた達の手に、この地域のコウモリ類の殺生と奪権が握られていること、それをよく認識して頂きたい。 以上	

No.	意見の概要	事業者の見解
14	■ コウモリ類調査手法の不適切さ P226「第6.2-7表 調査手法の内容（動物）」の コウモリ類の調査内容が具体性を欠き、またこの 調査手法では科学的根拠のある予測評価に向けて 適切な調査が不可能な点を指摘する。 コウモリ類の調査が難しいのは言うまでもな い。しかし、難しいから調査をしなくてもいい、 予測評価をしなくてもいい、絶滅させてもいい訳 ではないことは明白である。難しいが適切な調査 を行い、適切な予測評価を行うために「環境影響 評価法」があり、「環境調査会社」が存在すること を忘れてはならない。コウモリ類調査に対する調 査手法の考え方を意見するので、「本意見書」の内 容をよく検討し、科学的根拠の得られる予測評価 を可能とする調査手法に書き換えて再提出するこ とを強く要求する。また、「本意見書」の内容が受 け入れられないのならば、なぜ受け入れられない のか、技術的には導入が可能であることと国内の 風力発電事業でも既に導入が始まっていることを 踏まえて、その正当な理由を「見解書」に述べる こと。 本事業計画において把握しなければならないコ ウモリ類への影響は以下の2点である。 ① 事業計画地におけるコウモリ類相 ② タービンブレードの回転範囲高におけるコ ウモリ類の通過頻度と渡りルート まず①について必要な事項を整理する。 まず、調査手法として必要なのは捕獲調査であ り、これによって生息種全種を把握する。捕獲に 必要な機材はハーブトラップとカスミ網である。 ハーブトラップのみでは、ハーブトラップの高さ よりも高い空間、とりわけ風車ブレードの回転範 囲高に相当する高い空を飛翔するタイプのコウモ リ類の捕獲はほぼ不可能であることから、カスミ 網を併用する必要がある。もちろん捕獲調査実施 前には、各回の捕獲調査の事前に全捕獲地点でコ ウモリ類の飛翔状況を確認（捕獲前調査の実 施）、確実に事業予定地を利用するコウモリ類全種 が捕獲できる場所を選定するのは言うまでもな い。捕獲調査時期はコウモリ類の活動期間の毎月 必要であるが、出産哺育活動を行っている6月下 旬から8月上旬は実施してはならない。重要種を 含む可能性があるコウモリ類の採餌活動や繁殖活 動への影響を最小限にする観点から、カスミ網に ついては調査員が常に傍らに待機し、ハーブトラ ップは1時間に1回点検する（ハーブトラップは、 夕刻に設置し、翌朝まで点検しないなどといった コウモリ類の活動に悪影響を及ぼすようなことは あってはならない）。ただし、同定の難しい種に関 しては、必ず検証に耐えうる精度で識別点を数値 と写真で記録し、必ずその証拠を「準備書」に明	高空におけるコウモリ類の飛翔調査について は、風力発電事業によるコウモリ類への影響につ いての知見があるコウモリ類の専門家の助言を受 け、安全面等の問題を確認の上、風況観測塔にお いて、自動録音バットディテクターの延長マイク を設置し、調査を行いたいと考えています。 バットディテクターを用いた任意観察法及びコ ウモリ類捕獲法も、その調査手法、調査地点、調 査時期及び予測の手法について、風力発電事業に よるコウモリ類への影響についての知見があるコ ウモリ類の専門家の助言を受けて適切に実施しま す。

No.	意見の概要	事業者の見解
14	記すること。また、ハーブトラップでもカスミ網でも、1晩あたりの設置数、またそれを各回何晩実施するのか、設置予定日（各月の上・中・下旬単位で示すこと）、捕獲を行う時刻、設置場所およびその環境や植生、捕獲する場所の空間の広がり方（開放的な場所なのか、森林に覆われた場所なのか、あるいは沢沿いだとか、林道沿いだとかなど）、さらには捕獲機材のスペックとメーカーも「方法書」に明示しなければ、適切な時期に適切な捕獲調査を実施できるのか信用に値しない。何より劣悪な機材の使用と技術未熟な調査受託会社に委託するようなことはあってはならず、調査受託会社は厳選すること。また、カスミ網は法定禁止猟具であることから、カスミ網の購入はその事業の捕獲許可証に対してのみ認められる。法令遵守は当然であることから、調査受託会社が違法に所有するカスミ網を使用するなどということはあってはならず、そのために本事業における捕獲許可証の交付番号、捕獲許可証そのものの写し、捕獲許可証の交付日、カスミ網の購入日および購入先（販売者名）を必ず「準備書」に明記すること。 次に②について必要な事項を整理する。 先に整理したコウモリ相調査では、その捕獲地点にどの時期に何コウモリが「いるorいない」のデータしか把握することが出来ない。つまり風力発電のブレードが回転する範囲高を通過するコウモリ類の通過頻度の把握は全くできないということになる。風力発電事業では、コウモリ類がブレードへ衝突するリスク（衝突頻度）を予測評価しなければならないのだから、従来とは違う調査手法の導入が必要である。フルスペクトラム録音が可能な長期設置型のバットディテクターを、風況ボールなどブレード回転高に匹敵する高さの構造物に、階層別に複数設置し、長期間の無人録音を行う必要がある。国内でも既に実施例があることから、技術的な問題は解決しており、この調査手法に熟知した専門家にアドバイスを受けるべきである。ただし、国内の事例は風車の設置基数に対して録音地点の数が明らかに不足しているので、ヨーロッパでの先行研究と最新のマニュアル基準に従うべきだ。 この手法を導入すれば、地上でヘテロダイン式バットディテクターを用いてルートセンサスして入感を記録するという精度の低い調査など不要になるし、何よりも衝突するリスクを予測評価するためには通過頻度の把握は絶対に避けられない。フルスペクトラム録音による調査はコウモリ類の活動期間の全期間において実施することが必要である。また、その探知頻度の増減から本事業予定地にコウモリ類の渡りルートがあるのかどうか、この調査手法からなら適切な精度で実態が把握可能である。予算的にも、精度の低いルートセ	

No.	意見の概要	事業者の見解
14	ンサス調査を繰り返すよりも軽減可能なことを申し添えておく。 万が一、ルートセンサスによる入感調査を併用する場合は、各ルートの位置、調査予定日、調査時間、移動速度、天候（気温、湿度、風速も含める）、使用するバットディテクターの機種名を明記するだけでなく、その探知性能を統一するため、複数の機種のバットディテクターを用いるべきではない。さらにヘテロダイン式のバットディテクターを用いる場合には、その探知範囲、つまりブレードの回転範囲の天端の高さまで探知が可能であることを証明するバットディテクターの性能表を明記すること。いうまでもないが、ブレードの回転範囲高よりも下を飛ぶコウモリ類の調査だけをして、最も影響を受けるはずのブレード回転範囲高のコウモリ類については適切な調査を行わないうで影響予測を検討するのは暴論でしかなく、「環境影響評価」ですらないことは強く認識しなくてはならない。 以上	

No.	意見の概要	事業者の見解
15	■ コウモリ類に対する調査の不適切さについて P222「調査、予測及び評価の手法（動物で）」の「2 調査の基本的な手法」のコウモリ類の調査手法の不適切さについて指摘する。 コウモリ類の現地調査を、「バットディテクターを用いた任意観察法」と「コウモリ類捕獲法」としているがこれは著しく不備がある。この調査手法では、コウモリ類が風車ブレードに衝突するリスク（衝突頻度）を求めることができず、従って科学的根拠を伴った適切な「環境影響評価」は成立しないことになる。つまり「環境影響評価」に繋がらない、不適切で見せかけのコウモリ類調査を実施するのだと「本方法書」には書いてあるのだが、このような悪質な詐欺行為があるであろうか？ 風車ブレードに衝突するリスクを科学的根拠を伴って把握・検討できる調査手法を追加するように要求する。 欧米では既にコウモリ類の発する超音波をブレードの回転高の範囲に合わせて階層別に自動録音し、衝突頻度を求めて予測評価することが常識化しているが、なぜ同様の調査を取り入れないのか説明を求める。国内でも既に同様の調査が導入され始めているが、本事業の場合に自動録音を導入しなくても衝突リスクを求めて適切な「環境影響評価」が可能なのだとするなら、その理由を専門家ヒアリングの内容に責任を押し付けず、事業者の見解として科学的に根拠のある説明を求める（ここで言う科学的とは動物生態学的見地からのものである）。事業者自らの言葉として、衝突頻度を科学的に検証に耐えうる精度で把握できると説明でき「ない」のであれば、「本方法書」には不足している調査手法を追加しなくてはならないと強く意見する。不足している調査手法とは、ソナグラム解析が可能な長期間設置型のバットディテクターを風況ポールなどに階層別に設置して最低8ヶ月間の音声録音を行うことにほかならない。 以上	高空におけるコウモリ類の飛翔調査については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見があるコウモリ類の専門家の助言を受け、安全面等の問題を確認の上、風況観測塔において、自動録音バットディテクターの延長マイクを設置し、調査を行いたいと考えています。

No.	意見の概要	事業者の見解
16	■ コウモリ類の保全対策 まず、前提としてコウモリ類への影響を客観的かつ科学的に検討できる調査手法を「方法書」で掲げなければならない。それはとりもなおさず、コウモリ類についての調査を重点化して高い精度の調査を実施することに他ならない。 その上で影響が及ぶと予想されるならば、コウモリ類の研究を専門とする専門家（かつ風力発電の建設がコウモリ類へ及ぼす影響について研究する専門家）にヒアリングを行ってその意見を聞くべきである。また、同時に影響が及ぶ恐れがあるなら、そのミチゲーションを十分に検討する必要があるが、適切で科学的な検証に耐えない水準のミチゲーション案だけを示して本事業の強行を優先し、解決できない問題を「事後モニタリングで補う」、あるいは「事後モニタリングで検討する」といった「環境影響評価」制度の手続から逸脱した、ごまかしやすり替えがあってはならない。「事後モニタリング」とは環境緩和策を行った場合にそれが有効に機能しているかを検証するものであり、「準備書」段階で解決できない問題を「事後」に先送りするというわけではない。 なお、風車ブレードを回避するから影響は小さい、あるいはタービンブレードには間隔があいており「う回路」があるので影響は小さいとする「予測評価」を他事業ではしばしば見るが、このことを言うならタービンブレードを適切に回避するという科学的根拠、あるいはどの程度の風車間隔が空いていれば「う回路」になりうるのかの科学的根拠が必要であることは早い段階で意見しておく。	コウモリ類の調査手法、調査地点、調査時期及び予測の手法については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見があるコウモリ類の専門家の助言を受けて適切に実施します。保全措置についても、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見があるコウモリ類の専門家の助言を受けて検討し、事業によるコウモリ類への影響について、実行可能な範囲で回避又は低減を図るようにします。

No.	意見の概要	事業者の見解
17	■予測評価手法の無責任さとデタラメさについて P225「調査、予測及び評価の手法（動物で）」の「6 予測の基本的な手法」の極めて無責任でデタラメな内容が書かれていることを指摘する。 『哺乳類（コウモリ類）及び鳥類の重要な種及び注目すべき生息が確認された場合には、（中略）「施設の稼働」に伴い回転するブレードへの稼働等への影響について、類似する事例の引用又は解析による予測を行う』とある。つまり、コウモリ類の分布、生息状況、渡りの通過数、気象状況、衝突リスクも異なるはずの別の風力発電事業の予測評価を引用・解析することで、本事業の予測評価も可能であるということか？ これは恐るべき無責任さと不誠実さ、デタラメさを盛り込んだ「方法書」である。 風力発電所建設に伴う環境影響評価では、風車ブレードにコウモリ類が衝突する衝突リスク（衝突頻度）を求めなければ予測評価はできないはずだが、「本方法書」ではその予測評価に必要な衝突リスクは類似案件からの引用またはその解析で済ませられると言っている。そのような予測評価が成立していいはずがない。事業予定地それぞれでコウモリ類の分布、生息状況、渡りの通過数、気象条件、衝突リスクが異なっているのは当然であり、その地域ごとに異なるコウモリ類への影響を正確に把握し、予測評価するのが「環境影響評価」制度の根幹である。その根幹すら否定してまで本事業を強行したいのは、精度の高い調査を実施してしまうとコウモリ類への影響が避けられなくなることを予め事業者が予見しているからではないのか？ 手抜きでずさんな調査で済ませようという事業者の功利主義な姿勢は、重要な生物の保護や生物多様性の保全にダメージを与える可能性があることを科学的根拠を持って予測評価することよりも優先されるのか？生物多様性の保全の精神、環境影響評価制度の理念、我が国におけるコウモリ類の動物生態学的研究の成果の3点から説明することを要求する。 その上で「類似する事例の引用又は解析による予測を行う」という一文を削除し、『「施設の稼働」に伴い、回転するブレードに対するコウモリ類への影響は本事業で得られた調査成果から予測評価する』と書き替えて、「方法書」を再提出することを断固要求する。 以上	方法書p6－41（p225）「第6.2-6表（4） 調査、予測及び評価の手法（動物） 6 予測の基本的な手法」における「類似する事例の引用又は解析による予測を行う」は、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、平成27年）によって示されている予測の基本的な手法です。 ご指摘のとおり、動物の生息状況は、地域によって異なっているため、本事業においても、現地調査で得られたデータを用いて、事業特性を考慮した上で、調査地域に適した予測を行います。その際に、基本的な手法についてのみ、類似する事例の引用を参考にする予定です。

No.	意見の概要	事業者の見解
18	■ コウモリ類調査手法の不適切さ P226「第6.2-7表 調査手法の内容（動物）」の コウモリ類の調査内容が具体性を欠き、またこの 調査手法では科学的根拠のある予測評価に向けて 適切な調査が不可能な点を指摘する。 バットディテクターを用いた任意観察法は、バ ットディテクターの機種名、使用する台数、探知 可能距離を示した性能表（当然ながら風力発電風 車の高さである110～140m程度まで各周波数のコ ウモリ類が探知可能でなければならない）、調査時 間、移動速度、調査を有効とする気象・天象条件 の考え方を示さねば、信頼に値する調査が本当 に行われるのか全く評価できない。なお、コウモ リ類の活動時間は日没から日の出まで続くのだから、調査時間が短時間に偏るということはあるはずはなく、終夜の調査が当然必要であると申し添える。また、バットディテクターを用いた任意観察法の調査ルートは、「直接観察・フィールドサイン」調査の調査ルートと区別できないように示されているが、これも信頼に値する調査が本当に行われるのか全く評価できない。バットディテクターを用いた任意観察法の調査ルートのみを示せ。方法書を修正して再提出することを要求する。 コウモリ類捕獲調査は、本事業地が九州であるということも踏まえ、コウモリ類の活動ステージを十分に考慮すれば3月～12月まで毎月実施すべきである。また捕獲機材はかすみ網もしくはハーブトラップではなく、「かすみ網とハーブトラップの併用」でなくてはならない。理由は、ハーブトラップのみではハーブトラップよりも高い空間を飛ぶコウモリ類の捕獲ができないことに他ならない。さらに調査地点当たり、捕獲機材を1台、1晩設置するとあるが、そのように少ない台数と設置晩数では本事業予定地のコウモリ類の種相の把握は望めない。 したがって、調査期間は10ヶ月間毎月、全地点においてカすみ網1組以上とハーブトラップ2台以上使用し（毎月）、1調査回あたりの設置晩数は2晩（全調査地点に対し）での捕獲を行わないと種相の把握はできないと意見する。 以上	バットディテクターを用いた任意観察法では、方法書p6－43（p227）「第6.2-3図(1) 動物調査位置（哺乳類相）」に記載したバットディテクターを用いた任意観察法調査ルートを中心に、実際の現地の状況を考慮し、コウモリ類の確認に適した箇所を踏査する予定です。また、風力発電機設置予定地において短時間滞在し、可能な限り上空の飛翔状況を調査します。実際に現地調査で踏査したルートは、準備書において適切に記載します。 バットディテクターを用いた任意観察法及びコウモリ類捕獲法の調査手法、調査地点、調査時期及び予測の手法については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見があるコウモリ類の専門家の助言を受けて適切に実施します。

No.	意見の概要	事業者の見解
19	■ コウモリ類に対する調査時期の不適切さについて P224「調査、予測及び評価の手法（動物で）」の「3 調査期間等」のコウモリ類の調査時期の不適切さについて指摘する。 コウモリ類の調査期間を「1年間とし、春季、夏季及び秋季の3回とする」と掲げているが、極めて不十分な調査期間の設定である。3回の調査期間では、本事業予定地の上空を飛翔しているコウモリ類を適切に把握はできない。つまり風車ブレードが建設される予定の空間を飛翔するコウモリ類の全体像を捉えられないのに、その不確かなデータから予測評価を強引に行うことを事業者自らが宣言している。そのようなことは絶対に許されてはならない。 コウモリ類の活動ステージを正確に整理して、そのそれぞれのステージの活動状況を把握できるよう調査時期を設定すべきだ。 すなわち、越冬地が存在する可能性を示す3月下旬、春の渡り時期である4月、出産哺育地への集結が始まる5月、出産コロニーが完成する6月下旬、哺育地の存在を示す7月、親コウモリの分散が始まる8月、新生獣の分散時期である9月、交尾場所への集結があると予想されている10月、秋の渡り時期である11月というようにコウモリ類は非常にダイナミックに移動を繰り返す動物である。言うまでもなくその移動の都度に風車ブレードへの衝突リスクがある。このことを考慮するならば調査を行うべき期間は3月（下旬）～11月までの8ヶ月間の毎月行わなければならない。温暖な九州の地理的条件を考慮するならば、12月頃まで活動している可能性もある。従って、本事業で必要な調査時期は3月～12月までの10回（10ヶ月毎月）である。 除外できる月があるのならば、それは事業者独自の判断に拠らず、「風力発電所建設がコウモリ類へ与える影響を研究する専門家」にヒアリングを行って判断することを要求する。当然ながら、「本意見書」に整理したコウモリ類の各月の活動ステージを当該専門家には必ず見せ、当該専門家が除外できると判断した月については、除外できるとする理由について、修正した方法書に議事録とともに整理することを要求する。 以上	調査時期については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見があるコウモリ類の専門家の助言を受けて、適切に現地調査を実施します。

No.	意見の概要	事業者の見解
20	P235「第6.2-9表 コウモリ類捕獲法の調査地点設定根拠」の不備を指摘する。 調査地点は3地点であり、丘陵地斜面が2カ所、丘陵地平坦部が1カ所であると掲げられている。いずれも林内を飛翔するコウモリ類を捕獲すると明記してある。つまり林内を飛ぶタイプのコウモリ類を捕獲することしか想定していないということだ。しかし、風力発電事業において、風車ブレードへの衝突リスクが最も高いコウモリ類はいわゆる高空を飛翔するタイプのグループだ。このタイプのコウモリ類を捕獲しなければならないにも関わらず、これを作為的に避けているとしか思えない。つまり、最も影響が深刻になる可能性があるコウモリ類は捕獲しないようにしようという意図があるとしか思えない。その意図がなかったとするならば、高空を飛ぶタイプのコウモリ類を捕獲可能な地点をもう1地点追加すべきだと意見する。 なお、我が国において高空を飛ぶタイプとされるコウモリ類はどれが該当するのか、また高空を飛ぶタイプのコウモリ類を捕獲するのに適した地形はどのようなものなのか、十分な知識を持っているのか見解を問う。 その上で、では「本方法書」で設定した調査地点は、そうした高空を飛ぶタイプのコウモリ類の捕獲に適した場所が選ばれているのか（林内を飛ぶコウモリ類を捕獲すると明記してあるが）、見解を問う。 以上	コウモリ類捕獲法の調査地点については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見があるコウモリ類の専門家の助言を受けて、適切に現地調査を実施します。

2. その他（環境の保全の見地以外からの意見）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	●意見書の提出方法について わざわざ意見を述べるのに、郵送すると費用がかかる。アセスで意見を求めているのは本件だけではなく多数あるので、郵送で意見書を求めるのは金銭的負担がかかり迷惑だ。御社はなぜEメールで意見書を受け付けないのか？改善を望む。	環境影響評価方法書の手続は、環境影響評価法の規定に基づき実施しています。環境影響評価法では、「意見書の提出により、環境の保全の見地からの意見を述べるができる。」と規定されており、これを書面によるものと判断したことから、意見書箱への投函及び郵送での提出にさせていただきました。
2	■意見書の提出方法 他社が実施する意見書の募集ではメールによる送付が常識になっている。なぜ未だに直接投函と郵送のみしか受け付けていないのか？ 環境省ホームページからアセス書は全国の国民が閲覧可能であることからメールによる受付を実施すべきである。意見書を出しにくい仕組みにしているのは、意見書を出されたくないこと、つまり必要十分な影響評価をしないで何とか事業の推進だけを強行したい現れである。 以上	Eメールについては、郵送と比べて、送受信の不確実性や誤送信等が懸念されるため、当社では、意見書の受付を、より確実性の高い郵送での提出といたしました。 今後とも、本事業の計画検討について、ご理解とご協力をお願いします。
3	■意見書は要約しないこと 一般からの意見書提出は国民に与えられた権利であり、その内容には意見書提出者が伝えたいことが詰まっている。従って、その意見書は事業者が勝手に要約していいものではない。一言一句正確にアセス書に掲載すべきだ。また、専門家に対するヒアリング時にも、その内容は要約せずに正確に専門家に伝えるべきだ。要約することで、事業者の作為が介入する恐れがある。	方法書の意見については、要約せずに記載しています。 なお、「環境影響評価法」では、「環境の保全の見地からの意見の概要を記載する。」と規定されています。